

国土交通大臣起業の一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」・奈良県橿原市土橋町地内から同市曾我町地内まで及び同市新堂町地内から同県大和高田市勝目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事にかかる裁決申請及び明渡裁決の申立てについて、次のとおり審理を開始します。

令和3年2月19日

奈良県収用委員会会長 福井英之

- 1 審理の期日 令和3年3月24日（水）午前10時20分から
- 2 審理の場所 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館4階
奈良県収用委員会室